**ブランドアンバサダー契約書**

株式会社●（以下、甲とする。）と株式会社●（以下、乙とする。）は、乙のためになされる広告宣伝への、甲に所属するタレントである●（以下、丙とする。）の出演等について、以下のとおり契約する。

1. **広告宣伝**
2. 甲は、丙に、本契約期間中、次の各号に定める活動を行わせる。
3. 丙の●のアカウント（アカウント名：●）において、乙のサービス等に関する投稿を合計●回以上行う。
4. ●（以下省略）
5. 甲は、前項第１号および第２号の投稿について、乙の事前の承諾を得た上で、同内容を投稿しなければならない。
6. 本条第１項に基づく丙の監修により作成された乙の店舗内装に関する所有権は、乙に帰属するものとする。
7. **契約料・出演料**

　乙は、甲に対し、●年●月●日限り、次の各号に定める金員を甲の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

1. SNS投稿費 　　　　　　　　　　　　金　●万円
2. ●（以下省略）
3. **契約期間**

　本契約の契約期間は、●年●月●日から●年●月●日までとする。

1. **権利の帰属**

　甲と乙は、本契約第１条第１項の活動に係かる著作権その他の知的財産権は、すべて●に帰属することについて同意する。

1. **広告利用について**

　甲は、乙または乙の指定する者が、本契約期間中、乙の広告宣伝のために、乙のホームページ、SNSその他の一切の媒体において丙の氏名、芸名、肖像、写真、映像、経歴等を使用することに同意する。

1. **イメージの尊重**

　甲は、丙が、乙の社会的評価や信用等を毀損しないよう甲の責任において、丙を管理、監督する。

1. **秘密保持**
2. 甲は、本契約の遂行により知り得た乙の技術上又は営業上その他業務上の情報で、乙から秘密である旨の文書による指定がなされた情報（以下「秘密情報」という。）について、乙の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとする。ただし、以下の各号の一に該当する場合はこの限りでない。
3. 乙から事前に承諾を得て第三者に開示する場合
4. 本契約に関わる自らの役員および従業員に対して開示する場合
5. 本契約の遂行に必要な限度で、法令上守秘義務を負う弁護士その他の専門家に対して開示する場合
6. 甲の監査法人へ開示する必要がある場合
7. 前項の規定は、以下の各号の一に該当する情報については適用しない。
8. 本契約締結前に、すでに既知となっている情報
9. 本契約締結後、甲の責めによらずに公知となった情報
10. 乙より取得する前にすでに自ら保有していた情報
11. 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく入手した情報
12. 乙から開示された後に、本案件に関係なく自ら調査、分析等を行うことにより得られた情報
13. **反社会勢力との取引排除**
14. 甲および乙は、自らおよび親会社・子会社等の関係会社、その役員・従業員等が次の事項のいずれにも該当せず、また将来においても該当しないことを相手方に確約するものとする。
15. 暴力団（構成員の集団的または常習的な暴力的不法行為等を助長するおそれのある団体）
16. 暴力団員、暴力団の構成員または準構成員
17. 暴力団関係企業（暴力団員が経営に関与し、または暴力団の活動に資する関与のある企業）
18. 総会屋、社会運動等標榜者（社会運動、政治活動と称して不正な利益を要求する者）
19. 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に構造的な不正の中核となっている者）
20. その他上記(1)~(5)に準ずるもの
21. 甲または乙が前項の規定に違反していることが明らかになった場合、相手方は何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。
22. 前項の規定により、本契約を解除した場合には、他方当事者に損害が生じても、なんらこれを賠償ないし補償をすることは要せず、また、かかる解除により、解除をした当事者に損害が生じたときは、他方当事者はその損害を賠償するものとする。
23. **解除**
24. 甲が本契約の各条項に違反した場合、乙は、相当の期間を定めて催告し、本契約を解除することができる。
25. 乙は、甲に次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
26. 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化しまたはその恐れがあると認められる相当の理由がある場合
27. 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
28. 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
29. 破産、民事再生、会社更生手続開始、特別清算開始の申立を受け、もしくは自ら申し立てた場合
30. **損害賠償**

　甲及び乙は、本契約の各条項に違反したときは、これにより相手方に生じた損害を賠償するものとする。

1. **分離条項**

　本契約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定は、継続して完全に効力を有するものとする。

1. **裁判管轄**

　本契約に関する一切の訴訟については、●地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

1. **信義則**

　甲及び乙は、本契約に定められた各条項を信義をもって誠実に履行し、本契約に定めなき事項および本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、法令の定めによるほか、誠意をもって協議するものとする。

　本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲および乙は署名押印の上、各自１通を所持する。

甲：●

乙：●